

小田原市勤労者サービスセンター慶弔共済給付金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市勤労者サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）の会員又はその遺族に対する慶弔共済給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付金の給付事業の実施等)

第2条 サービスセンターが実施する給付金の内容は、別表に定めるとおりとする。

- 2 別表に規定する給付金のうち、祝金については、サービスセンターが独自で実施する。
- 3 別表に規定する給付金のうち、傷病休業保険金、住宅災害保険金、重度障害・後遺障害保険金、死亡保険金・弔慰金については、東京都渋谷区代々木二丁目11番17号に所在する一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約を締結し、給付事業を実施する。
- 4 会員は、前項に規定する自治体提携慶弔共済保険の被保険者となり、当該保険金の支払に関する認定基準、支給手続その他の細目については、この規程に定めるもののほか、当該保険の普通保険約款及び特約条項並びに全労済協会が定める自治体提携慶弔共済保険・保険金支払の手引きによる。
- 5 給付金の受給資格は、入会手続が完了した日の属する月の翌月の初日から発生するものとし、会員資格が消滅したときに失効する。

(請求手続)

第3条 給付金の支給を受けようとする者は、小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書に、給付事由ごとに前条第4項に規定する自治体提携慶弔共済保険・保険金支払の手引きに定める書類を添付し、速やかに理事長に提出するものとする。この場合において、代理人が給付金を申請し、及び受領するときは、委任状を添付しなければならない。

(請求期間)

第4条 給付金の請求期間は、給付事由が発生した日から2年以内とする。

(給付金の返還)

第5条 理事長は、給付金の支給を受けた者が、虚偽その他不正な手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、直ちに給付金を返還させるものとする。

(異議申立て)

第6条 給付金の支給を受ける会員又は代理人は、給付の決定内容に異議があるときは、当該決定を知った日から3箇月以内に理事長に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 異議申立てがなされたときは、理事長は、理事会で当該申立てについて協議し、その結果を速やかに申立者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、理事長及び全労済協会が別

に定める。

附 則

この規程は、平成8年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に発生する給付事由による給付から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。